

(書式 1-1-1-3)

同族会社の株式が主たる財産の場合の標準遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、遺言者の有する次の財産を、長男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に相続させる。

- 1 〇〇株式会社の株式のすべて
- 2 遺言者の〇〇株式会社に対する貸付金債権のすべて

第2条 遺言者は、〇〇株式会社に社屋の敷地として使用させている次の土地を、長男〇〇〇〇に相続させる。

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目
地 番 〇〇番地
地 目 宅地
地 積 〇〇〇・〇〇平方メートル

第3条 遺言者は、第1条及び第2条記載の財産以外の預貯金その他の財産を、妻〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）、二男〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）及び長女〇〇〇〇（昭和〇〇年〇〇月〇〇日生）に各参分の壱の割合で相続させる。

第4条 遺言者は、遺言者の未払いの債務、租税公課を、長男〇〇〇〇に負担させる。

第5条 遺言者は、この遺言の執行者として、長男〇〇〇〇を指定する。

（付言）遺言者は、〇〇株式会社の繁栄を願い、これまで遺言者を助けて会社の発展に尽力してきた長男を後継者と定める。他の相続人は遺言者の遺志を尊重し、会社の経営に協力することを切に希望する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印



解説

事業の後継者を指定することそのものは遺言事項ではないので、会社の株式と会社の運営に必要な財産を後継者に相続させる遺言をする。

付言は、法的に拘束力を生じるものではないが、遺言者の遺志を明確に表明し、相続人の理解と協力を求め、トラブルの防止に役立てようとするものである。

